

一般財団法人Nスポーツコミッションなよろ少年団育成助成金取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、一般財団法人Nスポーツコミッションなよろ（以下「当法人」という。）の定款第4条3号に定める事業の一環として行うスポーツ少年団育成助成金に関し、必要な事項を定める。

(交付基準)

第2条 この助成金は、当法人予算の範囲内において行い、その額は会長が定める。

(助成対象団体)

第3条 この助成の対象となるものは、次の各号のいずれかに該当する団体に対して行う。

- (1) 当法人を通じて日本スポーツ少年団登録を行い、名寄市内で活動するスポーツ少年団。
- (2) 当法人の加盟団体から推薦の上、協会に登録を認められた、名寄市内で活動するスポーツ少年団。

(助成申請)

第4条 助成金の交付を受けようとするものは、スポーツ少年団育成助成金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付し、会長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 事業報告書（前年度）
- (4) 収支決算書（前年度）
- (5) 指導者名簿
- (6) 団員名簿
- (7) その他会長が必要と認める書類

2 前項の申請は、その活動種目を統括する加盟団体が行うものとする。

(助成金交付決定)

第5条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、助成金の額を決定し、スポーツ少年団育成助成金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(決定の取消し及び返還)

第6条 会長は、助成団体等が次のいずれかに該当するときは、助成金交付の決定を取り消し、又、既に交付した助成金の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成の交付を受けたとき
- (2) 助成金をスポーツ少年団の育成に係る事業以外に使用したとき

(委 任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この要領は平成23年4月1日より施行する。
- 2 この要領は令和 4年4月1日より施行する。
- 3 この要領は令和 7年 月 日より施行する。